

# 電気通信事業分野における紛争処理の 現状と課題

2006年6月6日

総務省 電気通信事業紛争処理委員会  
事務局

# 1. 電気通信事業紛争処理委員会設置の背景

## 背景



## 委員会の設置

増大化・複雑化する紛争を迅速、円滑かつ公正に処理

許認可部門から独立した専門的組織

平成13年11月30日

**電気通信事業紛争処理委員会を設置**

5名の委員は、有識者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命

## (参考) 委員・特別委員

### 委員

氏名	職業
香城 敏麿 (委員長)	獨協大学法科大学院教授
田中 建二	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
富沢 木実	(財)北海道科学技術総合振興センター知的クラスター本部 科学技術コーディネーター 道都大学経営学部非常勤講師
森永 規彦 (委員長代理)	広島国際大学社会環境科学部 教授
吉岡 睦子	弁護士

### 特別委員

氏名	職業
浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部助 教授
尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教 授
瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究セ ンター助教授
長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科 教授
樋口 一夫	弁護士
藤原 宏高	弁護士
和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究 科助教授

(注)「特別委員」は、あっせん手続への参与等を行わせるために、総務大臣が任命する者

## 2. 電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

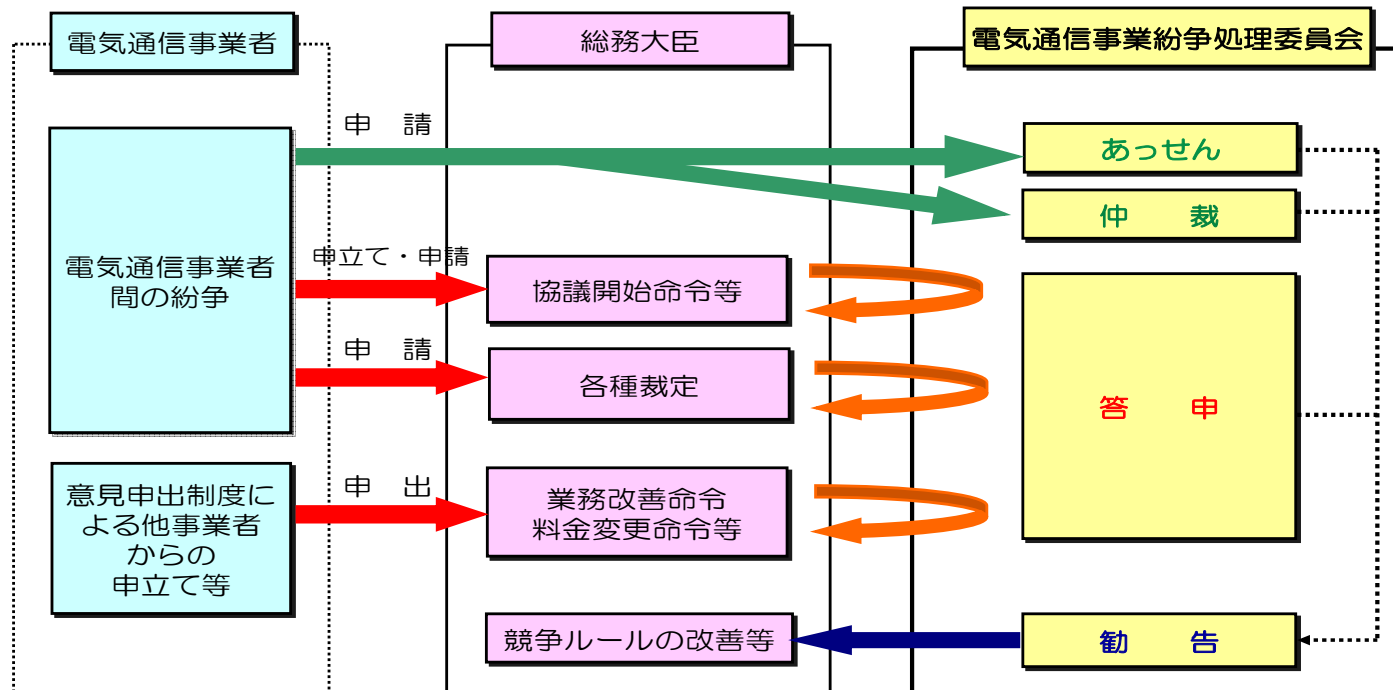
- 電気通信事業者間における電気通信設備の接続協定等の締結に関する協議について、**簡易・迅速な合意を形成するため、委員会は、「あっせん」や「仲裁」を実施。**

諮問機関

- 総務大臣が、①接続の協議開始命令、②協議不調の場合の協定細目の裁定、③料金等に係る業務改善命令等の行政処分を行うに際して、総務大臣から**諮問を受け、審議し答申。**

勧告

- 紛争処理に関する**競争ルールの改善等について、総務大臣に対し勧告。**



## (参考) あっせん・仲裁の概要

### 《あっせん》

あっせん制度は、電気通信事業者間の紛争において、電気通信事業紛争処理委員会のあっせん委員が両当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図ろうとするものである。

本制度は、当事者間の紛争について新たな合意点が見つかるようあっせん委員が協力し、合意点が見つかった場合には、その条件で事件の解決を図るというものであり、当事者相互の歩み寄りが期待できる軽度の紛争において、自主的な解決に導くことを企図した手続であって、強制的な効果は有していない。

### 《仲裁》

仲裁制度は、電気通信事業者間の紛争の解決が円滑に図られるよう、電気通信事業紛争処理委員会の仲裁委員に仲裁判断を委ねる手続を設定するものである。

仲裁判断には当事者間において確定判決と同一の効力が発生し、又、仲裁判断が命じる給付については、執行決定により強制執行の対象となるものである。このため、あっせんと異なって厳格な手続がとられることになる。

### 《主な対象事例》

- ① 電気通信設備の接続に関する協定（料金、接続条件等）について
- ② 電気通信設備の共用に関する協定（料金、共用条件等）について
- ③ 卸電気通信役務の提供に関する契約（料金、提供条件等）について
- ④ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供等について 等

（事業法第154条①、155条①、156条、157条参照）

### 3. 委員会による紛争処理等の状況

(平成18年6月1日現在)

#### 1 あっせん 32件

**(あっせん申請から解決まで平均約32日)**

- 「接続の諾否」に関する件 (3件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に係る費用負担」に関する件 (20件)
- 「接続に係る工事」に関する件 (1件)
- 「設備の運用」に関する件 (2件)

#### 2 仲裁 3件

- 「接続に係る工事」に関する件 (※ 他方事業者が申請を行わず、仲裁不実行)
- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件) (※ 他方事業者が申請を行わず、仲裁不実行)

#### 3 諮問・答申 5件

**(諮問から答申まで平均約27日)**

- 業務改善命令 (2件)
- 料金設定権に関する裁定
- 土地等の使用に関する認可
- 接続に関する協議再開命令

#### 4 勧告 2件

- コロケーションのルール改善に向けた勧告
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告

## 4-1. 紛争事例(1)～接続協定に関するあっせん

あっせん申請者	ビー・ビー・テクノロジー(BBT)
相手方当事者	NTT西日本
申請内容	ビー・ビー・テクノロジーが、DSLサービス開始に必要な、NTT西日本の局舎におけるMDFジャンパ工事について、利用者へのサービスの早期開始の観点から、自前で工事が実施できるようにあっせんを求めるもの。 ※MDF:主配線盤(Main Distributing Frame) (平成14年2月12日申請)
NTT西日本の主な主張	・MDFジャンパ工事は、電話通信線の切断を伴う工事であることから、NTT西日本の管理下でない第三者の工事は認められない。 ・BBT分についても問題なく工事を実施しており、BBTの自前工事を認めなければならない必要性は無い。
あっせん案	①NTT西日本は、接続事業者によるMDFジャンパ自前工事に当たっての問題点発掘のために、場所と期間を限定して、以下の条件により自前工事をBBTが行うことを認める。 (i) 個々の電話加入者の承認 (ii) 施工業者、施工基準等については両当事者の協議の上で決定 (iii) BBT工事に起因する事故等についてはBBTに責任 ②期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、当該期間中の実態を踏まえ、当事者間で協議を行う。 ③接続事業者による自前工事が行われない場所又は期間において、利用者から申込みがあつてからMDFにおける接続によりDSLサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を4営業日以内とするよう、早急に措置を講じる。
あっせん案の諾否	NTT西日本は、あっせん案の受諾を拒否 (→あっせん打ち切り) (理由) DSLサービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。
その他	・その後、BBTからは、本件内容に関し、仲裁申請があつたが、NTT西日本はこれに応じなかった。 ・さらに、BBTは、総務大臣に対し、接続協議再開命令の申し立てを行い、紛争処理委員会の答申を経て、NTT西日本に対し接続協議再開命令が出されるに至った。



## 4-2. 紛争事例(2)～コロケーションに関するあっせん(及び勧告)

あっせん申請者	イー・アクセス
相手方当事者	NTT東日本
申請内容	NTT東日本の12のビルにおけるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求めるもの。 (平成14年2月1日申請) (NTT東日本が、当該12ビルにおいて、相互接続点の設置を不可と調査内容に疑義がある)
NTT東日本の主な主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12ビルのうち、8つのビルについて、万一の場合移設することを前提に、コロケーションスペース等の割り当てを行う。</li> <li>・残り4つのビルについては、他用途スペースの暫定利用、電源増設工事の計画、MDF設置場所の確保を検討していく。</li> </ul>
合意事項	(あっせん手続きの過程で両当事者は以下の通り合意) あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にイー・アクセスによる工事着工ができるよう双方協力を行う。
勧告	<p>本件の背景には、一部の競争事業者が、当面実需が無いにもかかわらず、予備的に大量にNTTのコロケーションスペース等の利用申し込みを行ったことに伴い、他の競争事業者の利用スペースが不足しているという実態が明らかになったことから、総務大臣に対し、以下の勧告を実施。</p> <p><b>【勧告内容】</b> 電気通信事業法第88条の20第1項に基づき、平成14年2月1日(争)第1号事件の解決に関連し下記の措置が講じられるよう総務省において配慮されることを勧告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一種指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物の利用(所謂コロケーション)について、<u>現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、請求の先後に加え、サービス利用申込者への対応の必要等からみた利用の緊急性も優先度として考慮される等の工夫を加え、電気通信事業法の予定する公益性に一層即した方法により希少資源の配分が行われるよう、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において措置を講じること。</u></p>

## 4-3. 紛争事例(3)～利用者料金の設定に係る裁定に関する答申

裁定の申請者	平成電電
相手方当事者	携帯電話事業者 (NTTドコモ、KDDI、ジェイフォン、ツーカーセルラー、沖縄セルラー)
申請内容	<p>以下の接続形態について、利用者料金の設定権を平成電電の帰属させるよう裁定を求めるもの (平成14年7月18日申請)</p> <p>①NTT地域－中継事業者(平成電電)－携帯電話事業者 ②平成電電直収－NTT地域－NTTドコモ</p> <p>(主な主張内容)</p> <p>(i)平成電電が企業努力により獲得した利用者に対しては、自社が設定する割安な料金が適用されるべき (ii)携帯電話事業者の設定する料金は、平成電電が設定可能と考える料金より高い。</p>
携帯電話事業者の主な主張	<p>(i)ネットワークのコスト、機能の大半を占める携帯電話事業者が料金設定権を有する現在の仕組みは合理的 (ii)企業努力による顧客獲得と料金設定権を結びつけるのは論理の飛躍 (iii)上述①の平成電電が中継事業者になる場合の取扱いについてはほとんど協議がなされておらず、また、接続形態の内容自体が不明確であり、裁定の前提を欠いている。</p>
大臣から委員会への諮問内容	<p><b>申請通りの裁定は行なわない</b>ことについて諮問 (携帯電話事業者が料金設定を行なっている現状を可とする)</p>
委員会の答申内容	<p><b>・平成電電直収サービス(上記②の形態)については、平成電電が料金設定権を持つことが適当</b> ・中継サービス(上記①の形態)については、当事者間で十分な協議が行われておらず、裁定の前提要件が整っていない。 (理由) 携帯電話事業者が料金設定を行なうという慣行には必ずしも十分な合理性が無い。また、NTTドコモは、接続約款の策定(接続料の設定)が義務付けられていることから、接続に際しては、相手方が利用者料金を設定し、NTTドコモは接続料を受け取ることを原則としていると考えることができる。</p>
勧告	<p>本件は、接続通話に係る利用者料金をいずれの事業者が設定するかという個別事案ではあるが、その奥に、接続通話に係る料金の適正な設定の在り方全般の問題がある以上、総務大臣は、単に個別事案を処理するにとどまらず、<b>接続における適正な料金設定が行い得る合理的で透明性のある仕組みを早急に整備することが必要</b>と考える。</p>
その後の経過	<p>・本件答申を受けて、答申通りの裁定が行なわれた。 ・また、勧告内容を受けて、料金設定に関する研究会が開催され、料金設定に関する新しい方針が策定された。</p>

## 4-4.紛争事例(4)～土地の使用権設定に係る協議認可に関する答申

協議認可の申請者	モバイルインターネットサービス(MIS)
相手方当事者	JR東日本
申請内容	<p>JR東日本所有の新宿、池袋、渋谷、東京、上野及び品川の6駅のホーム、コンコース等に有線線路(無線LAN関係設備)を設置するための使用権設定に関する協議の認可を求めるもの。(平成14年3月19日申請)</p> <p>(主な主張内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) MISは、第一種電気通信事業者として無線LANの事業許可を得ており、公益性、公共性が確認されている</li> <li>(ii) JR東日本の駅は、極めて多くの公衆が出入りする場所であり、公益事業にとって不可欠</li> <li>(iii) 利用する周波数は、相互に電波干渉に対する調整を行い利用するものであり、悪影響はない</li> <li>(iv) 駅構内には豊富なスペースがあり、JR東日本の鉄道事業等に影響を与えない</li> </ul>
JR東日本の主な主張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業法(以下「法」)において使用権の設定を認められる「必要かつ相当であるとき」に該当しない</li> <li>(i) JRの駅構内の管理権に優先して、プラットホーム等に設備設置を認める必要性が無い。</li> <li>(ii) プラットホームに無線LAN設備が設置された場合、利用者が設備周辺に集中することによる事故等発生を防止するため、JRは措置をとる必要がでてくる。土地等所有者が単なる受忍にとどまらず、積極的行為をせざるを得ない状況におく本件申請は法の予定する範囲を越えている。</li> <li>(iii) JR東日本も無線LANを利用した各種サービスの実験計画を有しており、方式の異なるMISに構内を占有させることは、JRが自社の管理する駅構内で無線LANサービス展開する権限を阻害することになる。</li> </ul>
大臣から委員会への 諮問内容	<b>申請の通り認可することについて諮問</b>
委員会の答申内容	<p><b>認可をすることは相当ではない。</b></p> <p>(理由)</p> <p>本件に係る土地等の使用制度は、電気通信設備を、複数の土地等を横断して設置することが、第一種電気通信事業を遂行するために必要不可欠であることを踏まえ、このような設備を円滑に設置することを可能ならしめることを、その立法趣旨とするものであり、一の土地等の内部(この場合は駅)に現在する利用者に対し電気通信役務を提供するために当該土地等の内部に設置されるような態様のものを想定していない。</p> <p>したがって、本件無線LAN設備を駅に設置することについては、当事者間の話し合いによるべきである。また、<b>そのような設置を促すことが相当であるとすれば、然るべき法令上の根拠を整備する必要がある</b></p>
その後の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件答申を受けて、MISの申請は認可されなかった。</li> <li>・委員会の答申を受けて、駅構内等公衆の通行する場所においても、土地等使用の対象とするため法の一部改正が行なわれ、平成16年度から施行されている。</li> </ul>

## 5. 委員会が果たしている役割

### ○ 専門性を活かした迅速な紛争解決

- 費用・時間面での当事者の負担軽減、早期サービス開始による利用者利便の向上

※紛争解決に要する時間：2週間～3ヶ月（平均約1ヶ月）

【参考】 総合規制改革会議 14年度中間とりまとめ（平成14年7月23日）

第3章 1. (3) 2) 専門的機関の整備

1. 電気通信事業分野では、平成13年に**電気通信事業紛争処理委員会**が設置され、**専門性及び中立性が確保された体制の下で、迅速な対応**がされている。

### ○ 紛争の未然防止

- ・ 「**電気通信事業者**」相談窓口を設けて、本格的に紛争化する前段階においても当事者からの相談に対応（→この段階で解決するケースもある）
- ・ 過去の紛争処理事案に関する情報を積極的に公開。委員会の紛争処理の前例を事業者が参照することにより、類似多数の紛争の発生を未然に防止

※冊子「IT時代の公正な紛争解決に向けて」（第6版まで刊行）

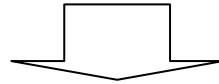
ウェブサイト<<http://www.soumu.go.jp/hunso/>>でも随時最新の情報公開

### ○ セイフティネット機能

- ・ 電気通信事業者は他事業者との協議にあたり、万一、紛争化した場合であっても、委員会という公正中立な第三者機関の場で自己の考え方を主張できる機会が保障されていることで、事業展開に際して安心感を持つことができる。

## 6. 今後の課題

(1) IP化の進展による新しいビジネスモデルの出現、(2) 移動体新規参入に伴う競争の更なる活性化等の状況の中で、事業者間の紛争にも従来に無い形態のものが出現しつつある。



紛争処理機能の更なる整備と発揮のためには何をすればよいか？

### 【検討課題（例）】

#### ○ 専門性の向上

← 技術的、制度的両面において複雑化する状況に対応

#### ○ 利便性の向上

← 中小事業者、地方在住事業者のニーズ対応

#### ○ 競争ルールへ策定への関与

← 紛争の未然防止機能の強化

#### ○ あっせん、仲裁対象の部分的拡張

← 新しい類型の紛争等への対応

- (ex) ・ 一方当事者が電気通信事業者、他方当事者が電気通信事業者でない場合  
・ 裁定、業務改善命令等の総務大臣の行政命令権の発動に先立って、当事者にあっせん等の柔軟な紛争解決手段を選択する道を与える場合

※ 「紛争」という観点から、市場の動向を的確に把握し、必要な場合には制度変更も視野に入れて対応